第十六条第四号ニ(2)を次のように改める。

(2)　くい支持地盤の耐震設計用許容支持力　打込みぐい、セメントミルク工法による埋込みぐい又はアースドリル工法、リバースサーキュレーション工法若しくはオールケーシング工法による場所打ちコンクリートぐい（以下「アースドリル工法等による場所打ちぐい」という。）の場合にあつては、次の表の(i)又は(ii)の算式（基礎ぐいの周囲の地盤に軟弱な粘土質地盤、軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤又は地震時に液状化するおそれのある地盤が含まれる場合にあつては(ii)の算式）、その他の基礎ぐいの場合にあつては、次の表の(i)の算式（基礎ぐいの周囲の地盤に軟弱な粘土質地盤、軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤又は地震時に液状化するおそれのある地盤が含まれない場合に限る。）によりそれぞれ計算した値

(i)	$\frac{2}{3}R_u$
(ii)	$q_uA_p+\frac{2}{3}R_F$

備考　この表においてR_u、q_p、A_p及びR_Fは、それぞれ次の値を表すものとする。

R_u　くい載荷試験により求められる極限支持力（単位　キロニュートン）

q_p　基礎ぐいの先端の地盤の耐震設計用許容応力であつて、次の表の上欄に掲げる基礎ぐいの種類に応じ、同表の下欄に掲げる算式により得られる値（単位　キロニュートン毎平方メートル）

基礎ぐいの種類	q_p
打込みぐい	$\frac{600}{3}\overline{N}$
セメントミルク工法による埋込みぐい	$\frac{400}{3}\overline{N}$
アースドリル工法等による場所打ちぐい	$\frac{300}{3}\overline{N}$

備考　この表において、$\overline{N}$は基礎ぐいの先端付近の地盤の標準貫入試験による打撃回数の平均値（六十を超える場合は六十とする。）を表すものとする。

A_p　基礎ぐいの先端の有効断面積（単位　平方メートル）

R_F　基礎ぐいとその周囲の地盤（軟弱な粘土質地盤、軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤及び地震時に液状化するおそれのある地盤を除く。）との摩擦力であつて、次の算式により得られる値（単位　キロニュートン）

$$R_F=\left(\frac{10}{3}\overline{N}_SL_S+\frac{1}{2}\overline{q}_uL_C\right)\phi$$

この算式において$\overline{N}_S$、L_S、$\overline{q}_u$、L_C及びϕは、それぞれ次の値を表すものとする。

$\overline{N}_S$　基礎ぐいの周囲の地盤のうち砂質地盤の標準貫入試験による打撃回数（三十を超えるときは三十とする。）の平均値（単位　回）

L_S　基礎ぐいがその周囲の地盤のうち砂質地盤に接する長さの合計（単位　メートル）

$\overline{q}_u$　基礎ぐいの周囲の地盤のうち粘土質地盤の一軸圧縮強度（二百を超えるときは二百とする。）の平均値（単位　キロニュートン毎平方メートル）

L_C　基礎ぐいがその周囲の地盤のうち粘土質地盤に接する長さの合計（単位　メートル）

ϕ　基礎ぐいの周の長さ（単位　メートル）

第十七条第一項第二号の表中「|　|　|」を「|508.0|609.6|」に改める。

○国土交通省告示第千八十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月三十一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月三十一日

国土交通大臣　前田　武志

路線名　第二東海自動車道横浜名古屋線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
東海市浅山二丁目三六四番から同市新宝町三二番まで	前	最小 二一八	一、〇一六
	後	最大 二八八 最小 三八	

○関東地方整備局告示第四百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月三十一日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十四号	東京都江戸川区松島一丁目二八一六番一地先から同区松島一丁目一二五四番三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十月三十一日

○関東地方整備局告示第四百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十月三十一日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　神奈川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千二百七十七号横須賀都市計画道路事業三・三・二号安浦下浦線及び三・四・一号大津長沢線

三　事業施行期間　自平成二年七月二日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四百十一号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条の十において読み替えて準用する法第四十四条の規定により、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、法第七十六条の十において準用する法第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十三年十月三十一日　関東地方整備局長　下保　修